

ドライバー保険



ドライバー保険とは・・・

ドライバー保険は、運転免許証所持者で、お車をお持ちでない方のための保険です。
お客様が友人や知人などから車やバイクを借りて運転している間に自動車事故を起こしてしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまったときなどに補償する保険です。

こんなときにお役に立ちます！

- ① 借りた車や借りたバイクに保険がついていない場合や、ついていても補償が不十分な場合
- ② 借りた車や借りたバイクに保険がついていても、運転者限定や年齢条件によりその保険が使えない場合
- ③ ご両親と別居しているお子様が帰省して実家の車やバイクを運転する場合



共栄火災のドライバー保険の特長

お車の所有者には迷惑をかけません！

お客様が自動車事故を起こしてしまった借用自動車に自動車保険(任意保険)が付保されていた場合、ドライバー保険は借用自動車の自動車保険に優先して賠償責任保険、自損事故保険の保険金をお支払い(優先払い)しますので、借用自動車の所有者の方に迷惑をかけません。

ただし、借用自動車がレンタカーの場合は賠償責任保険、自損事故保険の優先払いは適用されません。レンタカーに付いている自動車保険で支払われる保険金を超える部分について、保険金をお支払いします。

万一の事故でもあんしんの示談交渉サービス付です！

対人・対物事故とも、お客様に代わって共栄火災が相手との示談交渉を行います。(詳しくは、P5の「事故解決のために共栄火災がお手伝いする内容」をご参照ください。)

一般の自動車保険に切り替える場合に割引制度があります！

一般の自動車保険に切り替える場合、最大40%の割引でご加入できます。(詳しくは、P4の「ドライバー保険契約の無事故実績による優遇措置制度」をご参照ください。)



ドライバー保険の借用自動車とは・・・

以下の①～④の条件を全て満たした自動車ドライバー保険の借用自動車になります。

- ① お客様がその使用について正当な権利を有する方(所有者等)の承諾を得て借りた自動車であること
- ② 用途車種が**自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車**(最大積載量0.5トン以下、0.5トン超2トン以下)、**特種用途自動車**(キャンピング車)、**二輪自動車、原動機付自動車**であること
- ③ お客様、お客様の配偶者、またはお客様の同居の親族の方が所有する自動車でないこと
- ④ お客様が役員となっている法人の所有する自動車でないこと

(注)ご家族が車をお持ちで、自動車保険(任意保険)にご加入されている場合は、ドライバー保険にご加入いただくなくても、借用自動車に乗車中の事故についても補償される場合があります。詳しくは、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

賠償責任保険



共栄火災の専門スタッフが対人・対物賠償事故ともお客様に代わって示談交渉を行います。
詳しくは、P5の「事故解決のために共栄火災がお手伝いする内容」をご参照ください。）

【対人賠償責任保険】 **基本補償**（ご希望によりセットできます。）

お客様が借用自動車を運転中の自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等で支払われる金額がある場合には、その金額を損害額が経過するときに限り、その超過額についてのみ保険金をお支払いします。

【対物賠償責任保険】 **基本補償**（ご希望によりセットできます。）

お客様が借用自動車を運転中の自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

自損事故傷害保険(対人賠償責任保険をご契約されている場合、自動セット)

お客様が運転中の借用自動車に乗車中のご家族の方(お客様を含みます。)が自損事故により死傷または後遺障害を負い、自賠責保険等の補償が受けられない場合に「死亡保険金」「後遺障害保険金」「医療保険金」を共栄火災所定の基準に基づきお支払いします。なお、共栄火災所定の基準に該当する後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められた場合には、「後遺障害保険金」とは別に「介護費用保険金(200万円)」をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

1	酒気帯び運転、無免許運転、麻薬・シンナー等の影響下にある運転による運転者本人の傷害	●自損事故傷害保険
2	父母・配偶者・子に対する賠償損害	●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険
3	自動車修理業、駐車場業、給油業等の自動車を取扱うことを職業としているお客様が、業務として受託した自動車を運転中に生じた損害または傷害	●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険 ●自損事故傷害保険
4	地震・噴火・津波による損害または傷害	●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険 ●自損事故傷害保険
5	台風・洪水・高潮による損害	●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険
6	お客様が正当な権利を有する者の承諾を得ないで、乗車中に生じた損害または傷害	●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険 ●自損事故傷害保険
7	お客様がお客様の勤務先の業務のために勤務先の所有する自動車を運転中に生じた損害または傷害	●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険 ●自損事故傷害保険

※以上は保険金をお支払いできない主な場合です。詳しくは、普通保険約款・特約をご覧ください。

ドライバー等級別料率制度

- 1等級～20等級までの等級区分、および無事故・事故有の区分によって、保険料が割増・割引されるドライバー等級別料率制度が適用されます。
- 7等級から20等級の場合、事故のあったお客様に適用される「事故有係数」と事故のなかったお客様に適用される「無事故係数」があります。
- 「事故有係数」は「無事故係数」と比べて保険料の割引率が小さく、保険料が高くなります。

■ドライバー等級の適用方法

- はじめてドライバー保険をご契約される場合は6等級となります。
- ご契約いただき、1年間無事故のときは、翌年のご契約のドライバー等級が1等級アップします。
- 事故があった場合は、1件につき、ドライバー等級が3等級ダウンします。



■事故有係数の適用方法

- 事故を起こすと翌年のご契約から「事故有係数」が事故1件につき3年間適用されます。
- 事故有係数適用期間は事故が発生するごとに上限「6年」まで積算され、1年間経過するごとに「1年」減少します。事故有係数適用期間が「0年」となる場合には無事故係数を適用します。

■ご確認ください

- 他社より共栄火災へ契約を切り替えられても、ドライバー等級(割増・割引率)および事故有係数適用期間は継承されます。ただし、一部の保険会社、共済については取扱いが異なります。
- ドライバー保険と自動車保険における適用等級は相互に継承することができません。(後記(P4)「ドライバー保険契約の無事故実績による優遇措置制度」は除きます。)

■各等級区分の等級係数(割増・割引率)

等級		等級																			
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	12等級	13等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	19等級	20等級
保険期間の初日																					
2013年10月1日 ～2014年9月30日	無事故	64% 割増	28% 割増	12% 割増	2% 割引	13% 割引	19% 割引	28% 割引	40% 割引	41% 割引	43% 割引	46% 割引	47% 割引	48% 割引	49% 割引	50% 割引	52% 割引	55% 割引	57% 割引	59% 割引	63% 割引
	事故有							20% 割引	21% 割引	22% 割引	23% 割引	25% 割引	27% 割引	29% 割引	31% 割引	33% 割引	36% 割引	38% 割引	40% 割引	42% 割引	44% 割引
2014年10月1日 ～2015年9月30日	無事故	64% 割増	28% 割増	12% 割増	2% 割引	13% 割引	19% 割引	29% 割引	40% 割引	42% 割引	44% 割引	46% 割引	48% 割引	49% 割引	50% 割引	51% 割引	52% 割引	53% 割引	55% 割引	57% 割引	63% 割引
	事故有							20% 割引	21% 割引	22% 割引	23% 割引	25% 割引	27% 割引	29% 割引	31% 割引	33% 割引	36% 割引	38% 割引	40% 割引	42% 割引	44% 割引

ドライバー保険契約の無事故実績による優遇措置制度

ドライバー保険に加入されている方がお車を購入されるなどして、共栄火災の自動車保険（総合自動車保険・一般自動車保険）へ切り替える場合に、以下①～④の条件を全て満たすときはノンフリート等級7(S)等級（最大40%割引）を適用します。

※はじめて総合自動車保険・一般自動車保険をご契約される場合は通常ノンフリート等級6等級が適用されます。なお、ノンフリート等級別料率制度につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

- ①新契約となる自動車保険の保険契約者、記名被保険者（申込書の被保険者欄に記載される方）、被保険自動車の所有者が個人で、かつ、締結していたドライバー保険の記名被保険者と同一であること
- ②新契約となる自動車保険の保険期間の初日が、締結していたドライバー保険の満期日もしくは満期日の翌日から起算して7日以内の日または解約日もしくは解約日の翌日から起算して7日以内の日であること
- ③締結していたドライバー保険の満期日または解約日を保険期間の初日とする次契約に適用するべきドライバー保険の等級が9～20等級であること
- ④新契約となる自動車保険の被保険自動車が以下の用途車種であること
 - (1) 自家用普通乗用車
 - (2) 自家用小型乗用車
 - (3) 自家用軽四輪乗用車
 - (4) 自家用小型貨物車
 - (5) 自家用軽四輪貨物車
 - (6) 自家用普通貨物車
（最大積載量0.5トン以下、0.5トン超2トン以下）
 - (7) 特種用途自動車（キャンピング車）
 - (8) 二輪自動車
 - (9) 原動機付自転車



(注) 過去13か月以内にお客様やそのご家族が記名被保険者である自動車保険（ドライバー保険以外）が存在している場合には優遇措置制度を適用できないことがあります。詳しくは、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

便利な保険料の払込方法

■口座振替

一時払契約の保険料、または分割払契約の保険料を口座振替によりお支払いいただけますので、ご契約時に現金を用意することなく、ご契約いただけます。保険料は保険期間の初日が属する月の翌月の金融機関所定の振替日（払込期日）に引き落としいたします。

- ※ 短期契約も対象となります。（一時払に限ります。）
- ※ 適用に関しましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ※ 分割払は、一時払に比べ保険料が割増となります。

■コンビニ払

一時払契約の保険料をコンビニエンスストアからお支払いいただけますので、ご契約時に現金を用意することなくご契約いただけます。また、異動追加保険料もコンビニエンスストアからお支払いいただけます。

被害者からの直接請求制度

対人・対物賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災に直接請求することもできます。

代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお知らせいただきますようお願いします。

ご契約のみなさまをバックアップするサービス



全国どこでも安心ネットワーク

■あんしんほっとライン

24時間・365日事故受付サービス「あんしんホットライン」
休日・夜間を問わず、事故受付やアドバイスをします。

0120-044-787 (通話料無料)

■全国約80か所のサービス

全国約80か所、約900名の専門スタッフが、お客様の万
一を迅速&万全にサポートします。

休日および平日の夜間のサービス

■自動車事故初期対応サービス

「休日・夜間初期対応センター」

休日(土曜・日曜・祝日)および平日の夜間に「あんしんほっとライン」にて受け付けた事故を対象として、電話にて、①事故の相手方への連絡・対応、②修理工場への連絡・対応、③病院への連絡・手配、④レンタカーの手配、⑤お客様への経過報告を行い、お客様にいち早くご安心いただくとともに、スムーズ&スピーディーな解決のお手伝いをさせていただきます。

●対応時間帯:土曜・日曜・祝日の9:00~22:00 月曜日~金曜日 17:00~22:00

事故解決のために共栄火災がお手伝いする内容

自動車に関する対人・対物賠償事故の場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、共栄火災は、原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が被害者との交渉にあたる場合があります。(対物賠償事故の場合には、一般社団法人日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたる場合があります。)

お客様のご安心のために

■保険金請求書類省略サービス

保険金支払の簡略化とスピードアップのため、一定条件を満たす場合に、請求関係書類のご提出を省略いただけます。

- 保険金請求省略サービス
 - 示談書・免責証明書省略サービス
 - 傷害事故診断書省略サービス(自損事故傷害保険)
- ※事故の態様や程度等により、省略いただけない場合があります。

■あんしんコールサービス

共栄火災担当者から「事故受付後の対応」、「途中経過」、「保険金支払い手続き」等の進捗状況を随時ご報告いたします。

診断サービス

自動車事故のほとんどが、運転者の不注意から起きているというデータから、ドライバーの性格や運転の癖、特性などをチェックし、アドバイスする各種サービスをご用意しています。

- 共栄火災安全運転診断テスト
- ニュースタードライバーズチェック

その他電話による各種サービス

■アシスタントサービス

トラブル対処法から、お出かけ先の情報までお答えします。

- 自動車トラブルアドバイス
- 宿泊施設の紹介
- ガソリンスタンド(24時間営業)の紹介
- レンタカー・タクシー会社の紹介
- JAF取次ぎサービス
- 緊急時伝言サービス
- 日常緊急サービス(日常生活における鍵や水回りのトラブル対応業者を紹介します。)

■まごころ健康相談サービス

健康・介護に関し、専用ダイヤルにて専門スタッフがご相談をお受けいたします。(毎日の健康づくりや、病気の症状などについてのご相談、全国の医療機関の情報提供など)

※「アシスタントサービス」と「まごころ健康相談サービス」の詳しいご利用方法等は、保険証券下部の切り取り部分に掲載しています。

- このパンフレットは「ドライバー保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「約款冊子」等をご覧ください。
なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- ご契約者には、ご契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
(注)この保険では、保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。
- 代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

保険に関する苦情・ご相談は

共栄火災への苦情(ご相談等)はお客様相談室にご連絡ください。
0120-719-250(無料)
受付時間:平日の午前9:00~午後6:00

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル通話料有料)
受付時間:平日の午前9:15~午後5:00
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

商品内容・契約内容に関するお問い合わせは

商品内容・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積りは、下記「お問い合わせ先」記載の取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。
なお、商品内容に関するお問い合わせにつきましては、カスタマーセンターでも受付しております。
<カスタマーセンター>0120-719-112(無料)
受付時間:平日の午前9:00~午後6:00

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。
なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますので、ご注意ください。
24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-787(無料)

■約款冊子の内容は共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL(03)3504-0131(代)

ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先

PB371400(13.10改)
A1314430A0873-20130809(2013年8月作成)